

危険物施設の関係者の皆様へ

あなたの事業所に設置してある消火器は大丈夫？

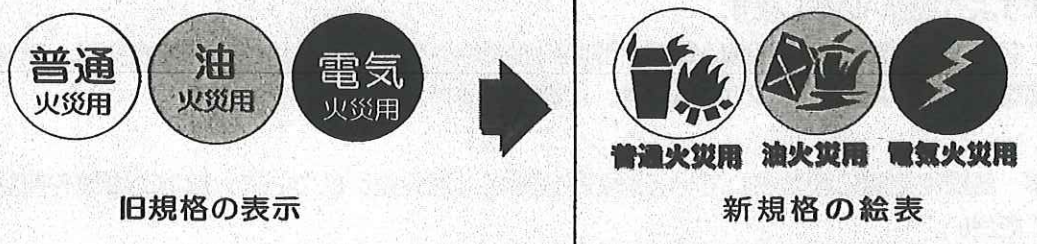
旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要！

平成23年（2011年）1月1日より消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格消火器は、平成33年（2021年）12月31日までに交換が必要です。

それ以降は、消防法令違反となりますので、消火器の交換・リサイクルをお願いします。

① 見分け方は？

消火器が適応する火災の絵表示が変わっています。



② 消火器の廃棄の方法は？

消火器の処分は（一社）日本消火器工業会が地域の販売代理店（リサイクル窓口）と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせください。

お近くの窓口は、下記のリンクから調べることができます。

消火器リサイクル窓口検索 www.ferpc.jp/accept/



消火器リサイクル窓口検索

QRコード

〈消防用設備の点検等に関する相談・問い合わせ先〉

千葉市消防局予防部予防課査察対策室	043-202-1716
中央消防署予防課予防係	043-202-1617
花見川消防署予防課予防係	043-259-2571
稲毛消防署予防課予防係	043-284-5144
若葉消防署予防課予防係	043-237-8041
緑消防署予防課予防係	043-292-6147
美浜消防署予防課予防係	043-279-0196

千葉市消防局

30千消予第2080号
平成31年3月20日

施設関係者 様

千葉市消防局長
(公印省略)

旧規格消火器の更新について (お願い)

日頃より本市火災予防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、現在当局では、特に消防法令上違反がある建物を中心に、消防職員による立入検査を実施するなど、消防法令違反に対する早期是正・改善に向けた取組みを強化しているところで

す。
つきましては、施設関係者の皆様におかれましては、下記事項についてご確認していただきますようお願いいたします。

なお、本通知との行き違い等で、消防用設備等の更新を既にされている方又は、所有権の売却などによりお心当たりのない方は、ご容赦のほどお願い申し上げます。

記

- 危険物施設に設置されている消防用設備等(消火器)について、以下の事項を確認してください。

(1) 消火器の型式について

旧規格の消火器は、改正日(平成23年(2011年)1月1日)から11年間は設置できましたが、平成33年(2021年)12月31日以降は、設置することができません。現在の規格に適合した消火器の設置が必要です。

まずは、現在危険物施設に設置されている消火器の製造年及び絵表示の確認をお願いします。

(2) 確認方法について

消火器が適応する火災の絵表示が変わっています。

詳しくは、裏面「危険物施設の関係者の皆様へ」をご覧ください。



旧規格の表示



普通火災用 油火災用 電気火災用

新規格の絵表示

担当：千葉市消防局予防部予防課 査察対策室
電話：043-202-1716
FAX：043-202-1669
Email：yobo.FPP@city.chiba.lg.jp